

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和6年分)

(単位:円)

業 種 目		番号	内 容	B 〔 配当 金額 〕	C 〔 利益 金額 〕	D 〔 簿価 純資 産価 額 〕	A (株価)			
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 和 5 年 平 均	5 年 11 月 分	5 年 12 月 分
製 造 業							10		7.8	40
	食 料 品 製 造 業	11		7.6	33	426	611	650	645	
		12	部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料及び乳製品等の製造を行うもの	8.0	34	351	458	460	453	
		13	パン、生菓子、ビスケット類・干菓子及び米菓等の製造を行うもの	8.2	42	623	1,501	1,578	1,563	
		14	食料品製造業のうち、12及び13に該当するもの以外のもの	7.4	31	401	444	485	482	
	飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業	15	清涼飲料、酒類、茶、コーヒー、氷、たばこ、飼料及び有機質肥料の製造を行うもの	6.9	26	343	400	436	437	
	織 維 工 業	16	製糸、紡績糸、織物、ニット生地、網地、フェルト、染色整理及び衣服の縫製など繊維製品の製造を行うもの	5.4	30	327	309	340	340	
	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	17	木材、その他の植物原料及び古繊維からパルプ及び紙の製造を行うもの並びにこれらの紙から紙加工品の製造を行うもの	4.1	21	303	166	178	181	
	印 刷 ・ 同 関 連 業	18	印刷業、製版業、製本業、印刷物加工業及び印刷関連サービスを営むもの	4.7	28	327	217	222	226	

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和6年分の標本会社の株価を基に計算しているもので、標本会社が令和5年分のものとは異なる業種目などについては、令和5年11月分及び12月分の金額は、令和5年分の評価に適用する令和5年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和5年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和6年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和6年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】																
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分			
				6 年														
				1 月 分														
製 造 業			10	445 382	462 386	476 391	469 396											
食 料 品 製 造 業			11	656 585	670 590	674 595	659 600											
畜産食料品製造業			12	463 449	468 450	471 451	472 453											
パン・菓子製造業			13	1,544 1,419	1,570 1,432	1,591 1,444	1,506 1,453											
その他の食料品製造業			14	500 426	513 431	514 435	512 440											
飲料・たばこ・飼料製造業			15	466 387	471 391	452 395	448 399											
織 維 工 業			16	365 295	364 298	377 302	367 306											
パルプ・紙・紙加工品製造業			17	191 159	195 160	201 162	202 164											
印 刷 ・ 同 関 連 業			18	234 210	240 211	242 213	244 215											